【記載要領】特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替依頼書（新規）

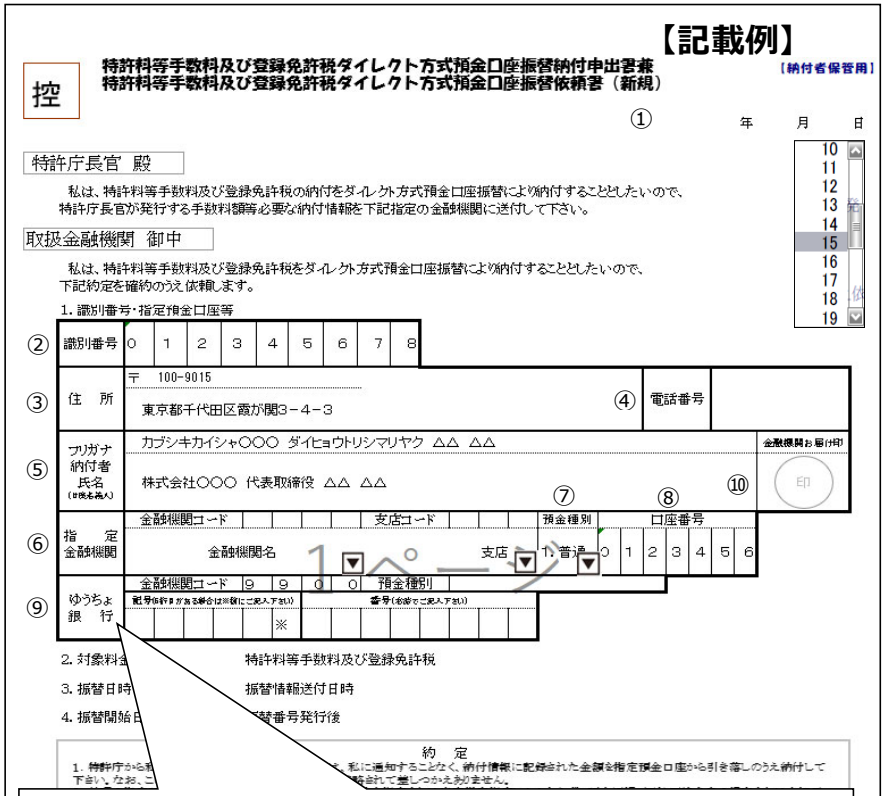

⑨ゆうちょ銀行の記号・番号の記載方法
（預金種別は自動表示しますので記載不要です。）

■総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合

（例）

記号（6桁目がある場合は※欄にご記入下さい）						番号（右詰でご記入下さい）							
1	1	9	4	0	※	1	2	3	4	5	6	7	1

・記号について・・・先頭「１」から始まる５桁をそのまま左詰めで記載して下さい。
・番号について・・・そのまま右詰めで記載して下さい。２桁以上８桁以下の数字です。

■振替口座の場合

（例）

記号（6桁目がある場合は※欄にご記入下さい）						番号（右詰でご記入下さい）							
0	1	9	3	0	※			1	2	3	4	5	6

・記号について・・・先頭「０」から始まる５桁をそのまま左詰めで記載して下さい。
・番号について・・・そのまま右詰めで記載して下さい。２桁以上６桁以下の数字です。

注１：記号と番号の間に１桁ある場合は、記号の６桁目として※欄に記載して下さい。
注２：ゆうちょ銀行と指定金融機関の２口座を１通の申出書で同時にお手続きすることはできません。その場合は申出書を２通作成の上、それぞれ申請手続きをお願いします。

●本申出書（依頼書）は、【納付者保管用】、【金融機関保管用】、【特許庁保管用】の三片１組となっています。
●複写式となっていますので【納付者保管用】に必要事項を入力してください。（【金融機関保管用】、【特許庁保管用】への入力はできない仕様となっています。）

①年月日
申出の年月日を選択してください。

②識別番号
識別番号９桁を続けて入力してください。識別番号が付与されていない場合は識別番号を取得する必要があります。

③住所
金融機関の口座に登録されている郵便番号、住所を入力してください。申請人登録されている住所と相違しても差しつかえありませんが、「振替番号登録通知」は申請人登録されている住所に送付されます。

④電話番号
日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。

⑤納付者氏名
納付者（口座名義人）の氏名、フリガナを入力してください。納付者は識別番号を付与されている者と同一でなければなりません。また、法人の場合は、（株）等の省略は用いず「株式会社」等と正式に入力し、金融機関に登録した役職名及び代表者氏名を入力してください。

⑥指定金融機関 ※ゆうちょ銀行以外
口座振替を希望する金融機関名を選択してください。金融機関コードは自動的に表示されます。支店コード、店舗名等を入力し、該当箇所を選択してください。なお、店舗種別（支店、本店等）に該当がない場合は入力することができます。

⑦預金種別 ※ゆうちょ銀行以外
預金種別は「１．普通」、「２．当座」のみの取扱いとなります。該当種別を選択してください。

⑧口座番号 ※ゆうちょ銀行以外
７桁の口座番号を続けて入力してください。なお、６桁以下となっている場合は左に０を追加し７桁としてください。

⑨ゆうちょ銀行 記号・番号の記載方法は左記をご覧下さい。

⑩金融機関お届け印
必ず金融機関に届けた「金融機関届出印」で２枚目【金融機関保管用】、３枚目【特許庁保管用】に鮮明に押印してください。不鮮明となってしまった場合は欄外に再度押印するか、再作成をし押印してください。

⑪約定
必ず一読いただき、ご確認ください。

●押印が終わりましたら【納付者保管用】を控えとして、残り二片を特許庁出願課受付窓口に提出されるか、下記＜宛先＞に送付してください。金融機関での受付はできませんでご注意ください。
＜宛先＞
〒１００－８９１５
東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
特許庁長官 宛て
●訂正を行う場合は該当箇所を二重線で抹消、訂正し、金融機関届出印による訂正印を該当箇所全て（【金融機関保管用】、【特許庁保管用】）に押印してください。
●未記入、誤記入等不備がある場合は不備事由を記載し返却します。指摘箇所を訂正、追記等して再度作成されるか訂正のうえ提出してください。
●個人情報の取扱いについて
申出書（依頼書）に記載された個人情報は、ダイレクト方式預金口座振替納付及び統計のためのみに利用し、それ以外の目的では利用しません。